

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ 同時流行に備えた体制整備について

1 今後の相談・外来診療・検査体制整備の基本的考え方

例年、季節性インフルエンザ流行期には、多数の発熱患者が発生しており、今年度は新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念される。

季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に鑑別することは困難であり、多数の患者に対して、地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制整備を行うことが必要である。

宮城県においても、国の方針等を踏まえ、下記のとおり医療提供体制の整備を行う。

2 外来診療・検査体制整備のポイント(別紙1・別紙2参照)

(1) 発熱患者等は、今後はかかりつけ医等又は「受診・相談センター」に電話相談

- ・ 診療・検査医療機関である場合: 自院で、診療・検査を実施
- ・ 診療・検査医療機関でない場合: 医療機関が受診・相談センターや他の医療機関を紹介
- ・ かかりつけ医等がない・紹介先がない場合: 受診・相談センターに電話相談

(2) 発熱患者等の診療・検査を行う「診療・検査医療機関」を指定

- ・ 418医療機関を指定済(11月3日時点)
- ・ 診療・検査医療機関のリストは、医療機関、受診・相談センター、医師会等で共有

(3) 県コールセンターを「受診・相談センター」と位置づけ、発熱患者等に診療・検査医療機関を紹介

3 更なる検査体制の拡大と医療体制の充実に向けて

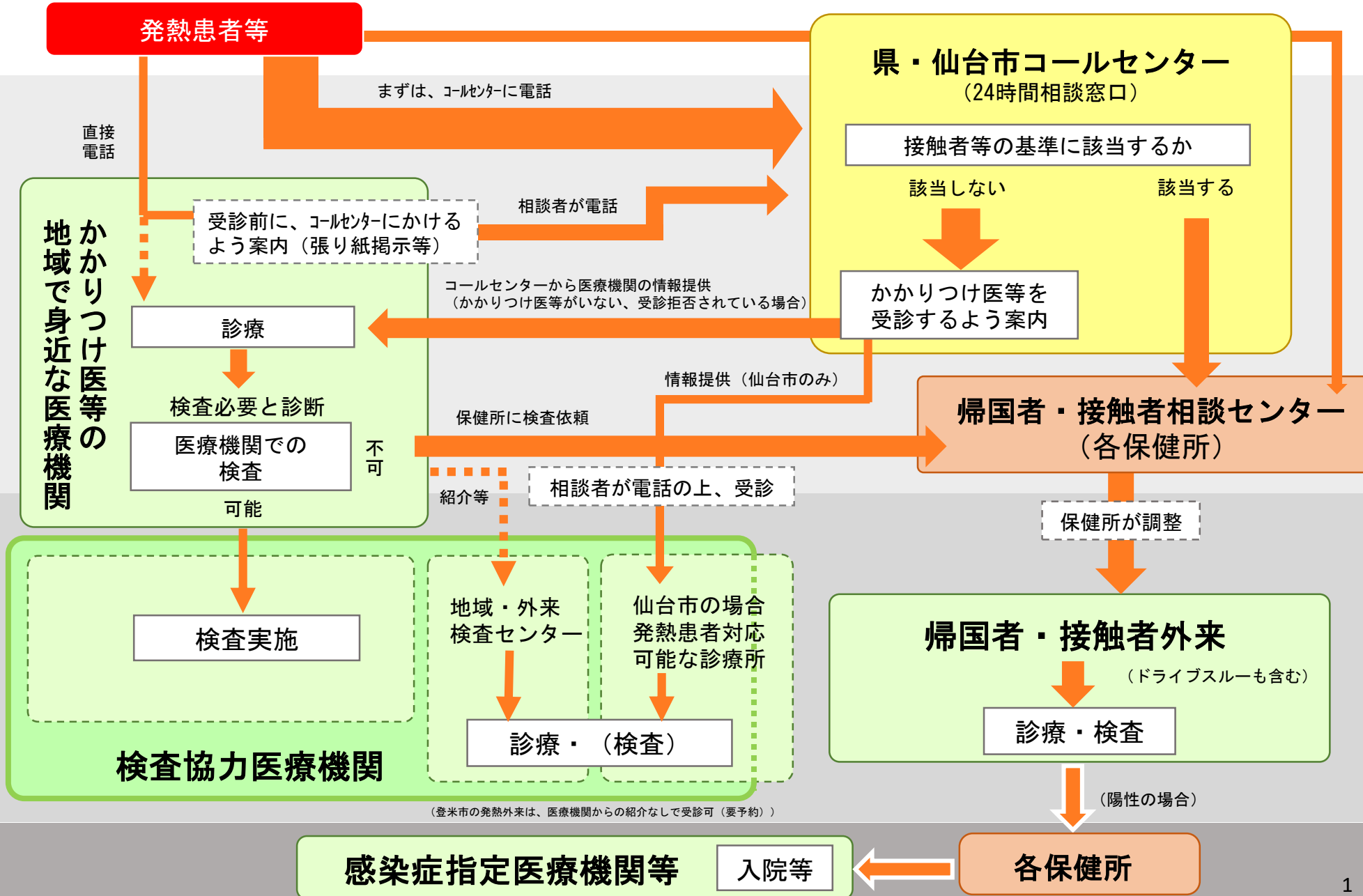
現在、「地域外来・検査センター」が2箇所運営(栗原・大崎)されているが、各地域の実情に応じて「地域外来・検査センター」の設置を後押しするほか、「受診・相談センター」の窓口拡充や「診療・検査医療機関」の指定を促進するなど、引き続き検査体制の拡大と医療体制の充実に努める。

4 新しい体制への移行時期

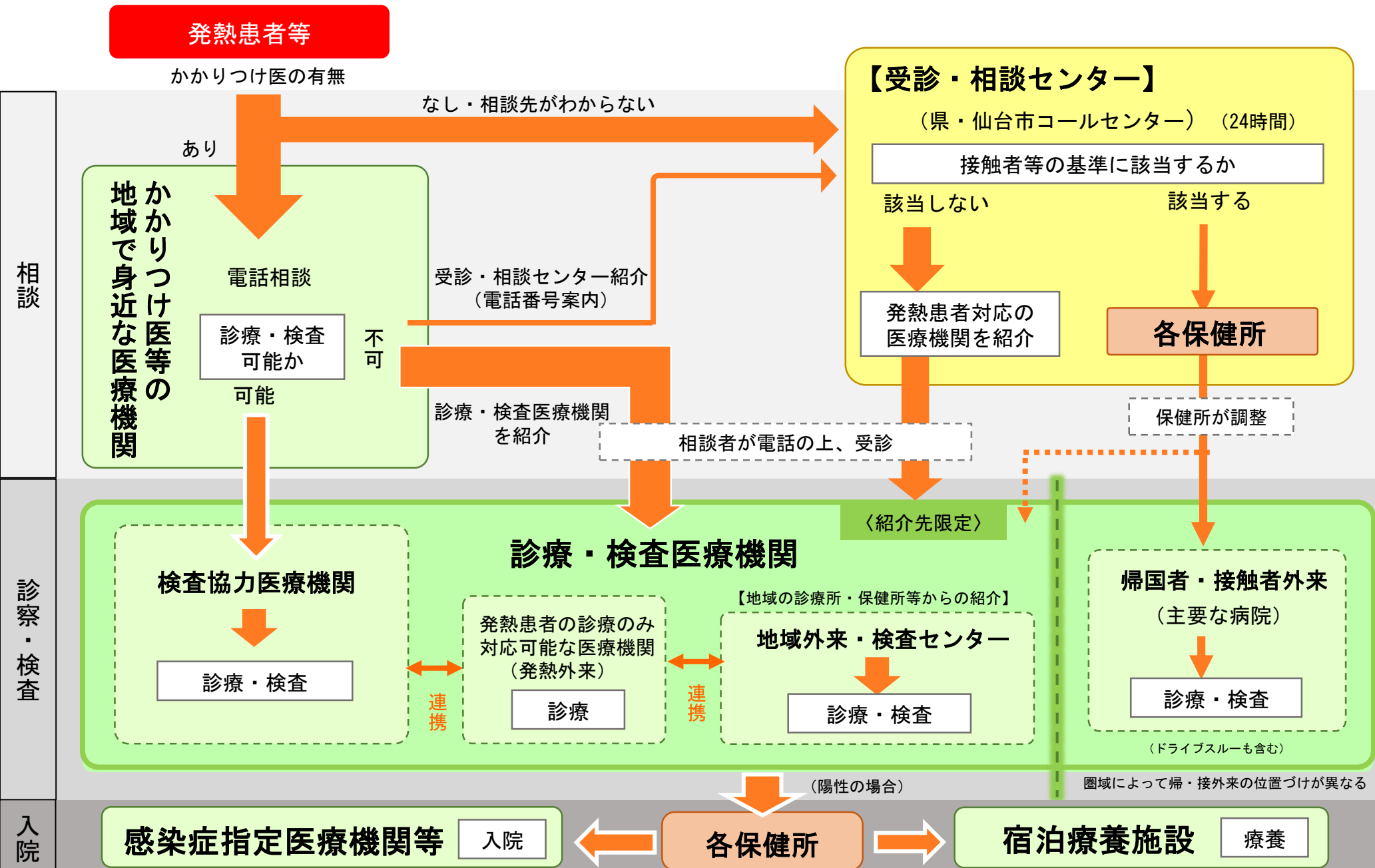
令和2年11月5日

発熱患者等の相談・外来診療体制のスキーム(現状)

相談
診察・検査
入院



同時流行に備えた発熱患者等の相談・外来診療体制のスキーム



診療・検査医療機関の役割分担

別紙2

	かかりつけ患者(自院)の診療等	他医療機関から紹介	受診・相談センターから紹介	保健所依頼(接触者等)	備考	(参考) 11月3日 時点 指定数
A医療機関	○	×	×	○	主に保健所の検査依頼に対応 (帰国者・接触者外来)	24
B医療機関	○	○	○	×	自院+他院紹介患者に対応可	160 (注)
C医療機関	○	×	×	×	かかりつけ患者のみ対応可	234

※ 上記以外にも、医療機関個別の受入状況、地域によって異なるパターンあり。

(注) 他医療機関からの紹介のみ対応、受診・相談センターからは不可なども含む。

合計
418

